



令和2年5月26日 立川市広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

令和2年6月以降の教育活動について

本市においては、今後、緊急事態宣言の解除及び東京都の緩和措置の状況等を踏まえ、次のように6月以降の教育活動を予定しております。なお、今後の状況等の変化により、内容は変更となる場合もございます。

1 段階的な指導について

- ・ 1週目：6月1日（月）から6月5日（金）
週2～4日の分散登校
- ・ 2週目：6月8日（月）から6月12日（金）
週3～5日の分散登校
- ・ 3週目以降：通常の教育活動（給食含む）

2 学校再開時に配慮すること

- ・ 児童・生徒、教職員の健康観察の徹底
- ・ 学校生活の中での感染予防の徹底
- ・ 児童・生徒の心のケア

3 夏季休業等

- ・ 8月1日から8月23日までとする。
(通常は7月21日から8月31日)

【問い合わせ】

立川市教育部指導課 担当：前田・寺田

TEL 042—523—2132